

静岡県立大学公的研究費等不正防止計画推進センター規程

平成20年2月26日 規程第135号

改正 平成20年4月1日、令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学（以下「本学」という。）に設置する公的研究費等不正防止計画推進センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、公的研究費等不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、本学における公的研究費等の適正な運営及び管理を図るため、必要な事業を実施することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 不正発生要因の分析
- (2) 不正防止計画の策定及び実施
- (3) 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
- (4) 適切なチェック体制の構築及び学内ルールの一貫性についての提言
- (5) 研究に係る行動規範の浸透を図るための方策の推進

(センター長等)

第4条 センターにセンター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副センター長は、短大部事務部長をもって充てる。

(調査・検討部会)

第5条 センター長は、不正防止計画推進のため必要があるときは、調査・検討部会を置くことができる。

- 2 調査・検討部会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第6条 センターの事務は、出納室において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。